

加古川駅周辺公共空間活用推進業務 仕様書

1 目的

本市では、駅前広場を起点とした「居心地が良く、歩きたくなるまちなか」づくりを目指し、駅周辺の回遊性と賑わい創出を図る社会実験を複数年にわたって実施している。

令和7年度は、JR加古川駅南広場及び道路空間を対象に、滞在空間の創出をはじめ地域住民や来訪者が交流するイベント等を実施し、多様な利用シーンに対応できる公共空間の可能性を探るとともに、将来の空間づくりの参考として検討を進めてきたところである。

令和8年度は、加古川駅周辺再整備基本方針（令和7年8月策定）に示すまちづくり（みんなのひろばを核とした人中心の一体的なまちづくり等）に向けて、JR加古川駅南広場の活用手法の拡大を図るとともに、駅周辺における回遊性を高めるため対象範囲を駅周辺の都市公園に広げパブリックスペースのさらなる利活用、多彩な活動・多様な滞在の創出について検討を進めることを目的に実施する。

2 業務内容

本業務における具体的な実施エリアについては、別紙1及び2にて指定する。

(1) JR加古川駅南広場を活用したテストショップ（試験的店舗）の展開及び滞在空間の創出（別紙1）

①テストショップの展開

- ▶ 飲食や展示物販等の事業者が出店可能な工作物（※）を設置するとともに、その出店希望者を募集、運営サポートすることにより、計画検討している再開発施設やみんなのひろば等において、地域の小規模事業者等による新規出店や新規開業につながるような施設計画への反映（出店ニーズ、条件等）について検証する。

※建築基準法上の建築物に該当せず、テント及びトレーラーハウス等を含まないもの。

- ▶ 令和8年11月から令和9年12月において、計140日以上（14か月のうちの概ね3分の1程度の日数。）を出店すること。なお、令和8年度は5か月のうちの概ね3分の1程度、令和9年度は9か月のうちの概ね3分の1程度の日数の出店を目指すこと。
- ▶ 期間中における出店は、市内事業者による出店を基本としつつ、魅力向上の観点から、市外からの期間限定店舗やイベント（ポップアップ出店）も可能とする。
- ▶ 設置可能な期間に制限はないが、出店可能な範囲は別紙1に示すエリアのうち、1か所以上の設置とし、設置に係る費用は受注者の負担とする。
- ▶ 工作物の設置にあたり、設置物の破損・修繕に備えた管理及び維持費用、撤去費用も含めて対応すること（台風等による対応を含む）。
- ▶ 本業務は出店料等を徴収することを原則とした検証とし、企画提案時点の見積書においては出店料等の収入は見込まず積算し作成すること。徴収する出店料については、本業務の目的と「JR加古川駅周辺公共空間活用ガイドライン」の主旨を踏まえ、徴収する

目的を適正かつ明確なものとし、その金額が類似する事業等において徴収するものに比して不相当に高額でないようにすること。

②滞在空間の創出

- ▶ 令和8年10月から令和10年2月まで継続して、上記①との調和を図ったストリートファニチャー（例えば、屋根付きベンチ・テーブル、シェード、子どもの遊び場）等の設置により滞在空間を創出すること。
- ▶ 適切な滞在空間の規模感の把握やストリートファニチャー等に対する利用者ニーズの深化につながるように計画し、多彩な活動・多様な滞在が創出されるよう工夫すること。
- ▶ 滞在空間の創出にあたり設置した備品の盗難、破損に備えた管理及び維持費用、撤去費用も含めて、受注者において対応すること。

(2) 都市公園におけるプレイスメイキングの試行（別紙2）

①地域住民等関係者を巻き込んだ企画等の実施

- ▶ 各公園の特性や利用状況等の前提条件を整理したうえで、地域住民等関係者と、当該公園の過ごし方や使い方のアイデア等に関するワークショップや企画会議等を行うこと。
- ▶ 上記で得られた企画内容について、各公園で2回以上、実施すること。

②受注者による企画等の実施

- ▶ 地域住民等関係者にとって、過ごしやすさや安らぎを感じられる居場所づくり、人との交流や賑わいを生み出すための企画を受注者において立案し、各公園で1回以上実施すること。
- ▶ 駅周辺における公共空間の連携を図り、回遊性の向上を高めるため、いずれか1つの公園の企画においては、JR加古川駅南広場などの利活用と同時に実施すること。

③ニーズの調査及びとりまとめ

- ▶ 上記①②の企画実施に合わせて、公園利用者や地域住民等関係者に対してアンケートやワークショップ等を行い、各公園に対するニーズ（過ごし方や利活用の方向性など）を調査すること。
- ▶ 調査結果を踏まえ、地域住民等関係者と各公園の将来像のイメージが共有できるイラスト等を作成すること。

(3) 関係機関等との協議

基本的な広報物等の作成は受注者の責任において実施することとし、必要に応じて、関係機関との協議や地域住民への事前周知等を図ること。

また、本業務の支障にならない範囲内で、JR加古川駅周辺公共空間活用ガイドラインに基づくその他の出店等ができるよう調整を図ること。

(4) 報告書の作成

本業務の終了後、実施内容を記録した報告書を提出すること。

また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、発注者は受注者に修正等適切な対応を求めることができる。

(5) その他

上記(1)から(4)を適切に遂行したうえで、業務目的に沿った企画、取組等の実施も可能とする。

3 契約期間

契約締結日から令和10年3月15日までとする。

4 貸与資料

発注者は、本業務の実施にあたり、必要に応じて受注者に関係資料を貸与するものとする。

受注者は貸与された資料を、発注者の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。

また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

5 報告の義務

契約締結後は速やかに業務計画書を提出することとし、本業務の遂行中、適宜、受注者より進捗状況を報告するものとする。

6 損害及び危害

受注者は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害を及ぼさないようにし、損害を与えたときは受注者負担とすること。また、近隣住民や関係者から苦情等があった場合は、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を発注者へ報告すること。

7 各種法令等に関する手続き

(1) 公共施設の使用及び占用

駅前広場(道路)や都市公園の使用、占用等に関して必要な各種法令等に関する手続き(道路管理者協議や道路占用許可、警察協議や道路使用許可、公園緑地課協議や公園使用許可等)は原則市で実施するが、協議や資料作成にあたっては、受注者は市に協力すること。

(2) その他

事業実施にあたっては、関連する法令・条例等を遵守することを念頭に、出店やイベント等の実施において食品衛生や火気の使用等その他、必要な手続きは受注者が行うこと。

8 疑義

本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに発注者と受注者でその内容について協議するものとする。

9 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行中に知り得た情報を発注者の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

10 成果品の帰属

本業務で得られた成果品は全て発注者の所有とし、発注者の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。発注者は成果物のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

11 成果品

成果品は次のとおりとする。

(1) 報告書（概要書含む）

- 業務の実施状況がわかる写真
- 本業務遂行時において作成した成果物（計画書等）
- その他発注者が必要と認めるもの

(2) 報告書の電子データ（CD-R）

12 その他

- 本業務の遂行にあたり、本市が別途発注する関連業務との連携や調整、必要に応じた協力を行うこと。なお、協力の伴う詳細な業務内容については、協議のうえ定めるものとする。
- 令和8年度の業務成果として成果品の検査及び引渡しが可能の場合、成果に応じて部分払い（1回）を可とする。なお、令和8年度における業務委託料の支払限度額は8,223,000円（税込）とする。